

済生会福岡総合病院における 院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させることを目的とし、日頃より、標準予防策および感染経路別予防策を院内全体で取り組んでまいります。

2. 院内感染防止対策のための委員会や感染制御チームに関する事項

院内感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることを目的に、院内感染対策委員会を設置し、毎月開催します。

また、院内感染予防に係る管理（教育/啓発活動）を行う部門として感染制御チーム（ICT）を設置します。

3. 院内感染防止対策に係る職員の教育及び研修に関する基本方針

職員教育は、入職時の新人研修のほか、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回以上全職員を対象に開催します。

4. 感染症の発生状況報告に関する基本方針

感染制御チームは、検査部から届け出が必要な感染症患者又は注意すべき感染症が発生した場合は報告を受け、感染症法に則り保健所に届け出を行います。

また、微生物検査に係る感染情報レポートの報告を受け、毎月職員に周知します。

5. アウトブレイク発生時の対応に関する基本方針

感染制御チームは、アウトブレイク（集団感染）発生部署の職員や検査部からの報告に基づき、感染経路の特定と原因究明、拡大防止の具体的な対応策を検討し、感染制御に必要な対応策を実行します。

6. 患者等に対する当該取組の閲覧に関する基本方針

本取組は、患者または家族が希望する場合は閲覧できるようにします。また、疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本についても説明し、理解を得た上で協力を求めます。

7. その他、院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

職員は、自らが感染源とならないために、健康管理に留意します。また、院内感染防止のため、職員は「医療関連感染防止対策マニュアル」を遵守します。また、定期的に見直し周知徹底を行います。